



# Newsletter

ATSUMI & SAKAI  
TOKYO | NEW YORK | LONDON | FRANKFURT  
www.aplawjapan.com

2022年8月31日

No.VNM\_035

## ベトナムの EC ビジネス関連規制の概要 ～政令第 52/2013/ND-CP 号改正を踏まえたポイント解説

執筆者：弁護士 [三浦 康晴](#) / 弁護士 [藤川 由美子](#)

### 目次

1. はじめに
2. EC ビジネスの現状
3. 主要な関連法令
4. EC サイトの開設・運営に関する法規制
5. ベトナム EC プラットフォームをとおして日本から商品を販売する際の留意点
6. 終わりに

### 1. はじめに

スマートフォン、SNS の普及に伴い E コマース（電子商取引。以下、「EC」という。）も発展してきましたが、コロナ禍の影響により市場規模も急速に拡大し続けているのが世界的潮流です。日本でも、2021 年 2 月に「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」（以下、「デジタルプラットフォーム取引透明化法」という。）や、2022 年 5 月に「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」が施行されるなど法整備が進められています。

ベトナムにおいても同様の動きがあり、政令の公布などをとおして急速に発展する EC ビジネスに対する法整備が進められています。

本稿では、ベトナムの EC 市場の現状、関連法規制を概観し、日系投資家による EC ビジネス参入・実施に際しての留意点について解説します。

## 2. ECビジネスの現状

ベトナムにおける B2C<sup>1</sup>の EC 市場の規模は 2018 年には 80 億ドル、2020 年には 110 億ドルとなっており<sup>2</sup>、2020 年に政府が承認した「2021 年から 2025 年までの EC 開発に関するマスタープラン」<sup>3</sup>では、2025 年までに市場規模を 350 億米ドル規模にすることが目指されています。市場規模拡大の背景としては、豊富な若年層のボリューム、高いスマートフォンの普及率、好奇心が高く新たなサービスを受け入れやすい国民性等が指摘されます。なお、ベトナムの EC プラットフォームでは、シンガポール系の Shoppee が最大手で、アリババ傘下の Lazada、地場の Tiki 等が著名なものとして挙げられます。その他、アクセス数では家電量販店の EC サイトが上位にランクインしています。

一方で、ベトナムでの EC 取引に関する課題としては、模倣品が横行していることや、商品への不信感もあり、決済方法としては代引きの割合が多く、受領拒否や取引のキャンセルも多いといったことが指摘されています。

## 3. 主要な関連法令

日本の EC ビジネスに関連する法規制としては、冒頭に記載したデジタルプラットフォーム取引透明化法その他、特定商取引法、景品表示法、個人情報保護法、資金決済法、電子契約法、特定電子メール法、独占禁止法、不正アクセス禁止法、プロバイダ責任制限法、消費者契約法等様々な法律が挙げられます。

ベトナムにおいても、EC ビジネスには電子取引法、金融機関法、情報技術法、サイバー情報安全法、サイバーセキュリティ法、投資法、企業法、民法、商法、競争法、広告法、製品・商品品質法、消費者権利保護法等の多くの法令がかかわってきます。

関連法令のうち、特に重要なものとしては電子取引法の下位法令として位置づけられ、EC 活動の発展、適用、管理に関して規定する政令第 52/2013/ND-CP 号（2013 年 7 月 1 日施行、2022 年 1 月 1 日施行の政令第 85/2021/ND-CP 号（以下、「政令第 85 号」という。）により改正。以下、両政令を併せて「政令第 52 号」という。）が挙げられます。後述のとおり、政令第 85 号による改正では、外国投資家に対する取引規制などが明確化されており特に注目に値します。

その他の関連する主な下位法令としては、携帯端末でアプリによる EC 管理に関して規定する通達第 59/2015/TT-BCT 号及び通達第 47/2014/TT-BCT 号（両通達に対する改正を含む。）、並びにキャッシュレス支払に関する政令第 101/2012/ND-CP 号（改正を含む。）等が挙げられます。

また、個人情報保護について通則的に規定することが予定されている個人データ保護政令（2022 年中に公布見込み。）にも注目が集まっています。

## 4. ECサイトの開設・運営に関する法規制

### (1) EC ビジネスに対する規制

#### ① EC サイトの分類及び開設要件

EC ビジネスは投資法で規定される条件付投資経営分野（投資法附属書 IV）に該当するため、内外の投資家を問わず、サイトの分類に応じ以下の条件を満たす必要があります。

EC ウェブサイトは、「販売 EC ウェブサイト」と「EC サービスウェブサイト」の 2 つに分類

<sup>1</sup> Business to Consumer の略：企業対一般消費者間の取引を指します。

<sup>2</sup> 出典：2021 年ベトナム EC 白書、商工省 EC・デジタル経済部門

<sup>3</sup> 2020 年 5 月 15 日付首相決定第 645/QĐ-TT g 号により承認。

されて規制されています（政令第 52 号第 25 条第 1 項、第 2 項）。

- 販売 EC ウェブサイト：商人、組織又は個人が、自らの商品販売、サービス提供、事業活動の促進等のために設置するウェブサイト
- EC サービスウェブサイト：商人又は組織が、他の商人、組織又は個人が商業活動を行う環境を提供するために設置するウェブサイト

上記のうち、「EC サービスウェブサイト」には、EC 取引フロア（いわゆる、EC プラットフォーム。詳しくは 5.を参照。）、オンライン入札ウェブサイト、オンラインプロモーションウェブサイト及び商工省（以下、「MOIT」という。）が定めるその他の各種のウェブサイトが含まれます。

## ② 外資規制について

EC ビジネスは、外国投資家に対する市場アクセス制限分野・業種とされていますが、政令第 52 号の改正により、市場参入条件が以下のとおり厳格化されています（同政令第 67c 条第 2 項）。

- 経済組織の新規設立、持分・株式の購入のいずれかの投資形態によること
- MOIT 公表リスト中のベトナム EC 市場における上位 5 社<sup>4</sup>のうち 1 社以上の支配権<sup>5</sup>を有すること

## ③ 個人情報保護に関する配慮

ベトナムでは、日本の個人情報保護法のような個人情報保護について通則的に規定した法令は未制定で、個別法により規制されているのが現状ですが、近年個人情報保護に対する関心が高まっています。EC 事業関連では、政令 52 号で個人情報保護関連法令の遵守義務が明記されている他（政令第 52 号第 68 条第 1 項）、個人情報収集の目的、利用範囲、消費者によるアクセス権等の所定の項目を含むプライバシーポリシーの作成も義務付けられています（政令第 52 号第 69 条）。

上記の他、データローカライゼーションを義務付ける 2019 年の施行のサイバーセキュリティ法については、施行細則となる政令の公布が遅れ実務運用も確立されていませんでしたが、2022 年 8 月 15 日に政令 53 号/2022/ND-CP が公布され、本年 10 月 1 日から施行予定とされるといった動きがみられます。また、個人情報保護について通則的に規定する個人データ保護政令制定の動き等もあり今後の動向に注目が集まっています。

## (2) 販売 EC ウェブサイトの開設・運用について

### ① ウェブサイト開設に際しての通知義務等

政令 52 号の改正により、販売 EC ウェブサイト所有者は、事業者が、オンライン注文機能を有する販売 EC ウェブサイトを開設する際には、MOIT の EC 活動管理ポータルサイトを通じて通知することが義務付けられ（同政令第 27 条第 1 項、第 53 条第 1 項）、ウェブサイトのホームページに基本的な取引条件、輸送及び配送、支払方法に関する情報へのリンク

<sup>4</sup> 上位 5 社は、訪問数、販売者数、取引数、および取引総額の基準に基づき決定されます（政令第 52 号第 67c 条第 4 項）。

<sup>5</sup> 「支配権を有する」外国投資家とは、①企業の定款資本金又は議決権株式の 50%超を所有する投資家、②直接的又は間接的に企業の取締役会役員の大部分又は全部、社員総会の会長、社長を、任命・解任・解雇することを決定した投資家、③技術プラットフォーム、事業組織形態、業種、事業地域、事業形態、事業規模の選択又は調整、資本金の調達及び分配する形態と方法の選択等、事業において重要事項の決定権を有する投資家のいずれかに該当するものをいいます（政令第 52 号第 67c 条第 3 項）。

を掲載することが規定されました（同政令第 28 条第 2 項第 dd 号）。その他にも、消費者に対する、商品や商品販売者に関する情報の提供義務が強化されています。

## ② 外資規制（トレーディングライセンスの取得）

外国投資家が B2C の EC ビジネスを実施する場合、EC ビジネスは小売事業に該当するため、小売業に係る外資規制の対象となり、現地法人を設立した上、ベトナムにおける外資企業の商品販売やその関連する活動に関する規定に従い、トレーディングライセンスの取得が必要となります（政令第 09/2018/ND-CP 号第 5 条第 1 項）。

## （3）EC サービスウェブサイトの開設・運用について

### ① ウェブサイト開設に際しての登録・承認取得

前記のとおり、EC 事業は条件付投資経営分野に該当し、EC サービスウェブサイトを開設・運営するためには、①有効なドメインを有するウェブサイトの保有、②法定の役務提供計画書の作成、及び③MOIT による登録を受け、登録証を取得すること等が求められます（政令第 52 号第 54 条）。

### ② 国外の EC サービスウェブサイト運営者に対する域外適用

政令第 52 号の改正により、ベトナム国外で EC サイトを運営している事業者であっても、当該 EC サービスウェブサイトが以下の要件のいずれかに該当する場合には政令第 52 号の適用対象になることとされました（同政令第 67a 条第 1 項）。

- ベトナムのドメイン名を有する
- 表示言語がベトナム語である
- ベトナムからの年間取引数が 10 万件を超える

上記の結果、政令 52 号の適用対象となる外国商人に対しては、下記の義務が課されます（政令第 52 号第 67a 条第 2 項、第 5 項）。

- 本政令で規定される EC 事業活動について登録し、ベトナム駐在員事務所を設立又はベトナムにおける授権代表者を指定すること
- 外国商人が、駐在員事務所又は授権代表者を通じて、以下の責任を負うこと
  - ・法令に反する商品やサービスに関する取引防止につき、管轄官庁と協力すること
  - ・消費者権利保護関連法令の遵守及び法令に従った商品等の品質確保
  - ・前年度事業に関する統計データの MOIT への報告

### ③ 利用規約の作成・提出

EC サービスウェブサイトの運営に際しては、適正な利用規約、プライバシーポリシーを作成しておくことが重要といえますが、ベトナム法令上でも各規程の作成が義務付けられています。

利用規約については、政令第 52 号及び通達第 47 号でサイト運営者・利用者の権利義務、取引方法に関する説明、紛争解決方法等の必要記載事項が法定されています。なお、利用規約は、MOIT の EC 活動管理ポータルサイト登録時の提出書類の一部となっています（通達第 47/2014/TT-BCT 号第 14 条）。

## 5. ベトナムECプラットフォームをとおして日本から商品を販売する際の留意点

日本の事業者がベトナム消費者向けに商品を販売するに際しては、自前の EC サイトを設置するほか、ベトナムの EC ウェブサイトをとおして販売することも考えられます。

この点、外国の事業者がベトナム消費者に対して EC サイトをとおして商品を販売することを認める明確な規定がありませんでしたが、政令 52 号改正により、ベトナム国外の商人も、「外国販売業者」として、ベトナム EC 取引フロアの利用規約に従い商品を販売することが可能であることが明確化されました（同政令第 67b 条第 1 項）。以下では、日本の事業者がベトナムの EC プラットフォームをとおして販売する際の法務上のポイントについて解説します。

### (1) EC 取引フロア運営者に課される義務

「EC 取引フロア」とは、当該ウェブサイトを所有していない商人、組織、個人が商品又はサービスの販売・提供の過程の一部又は全部を行う EC ウェブサイトを指します（政令第 52 号第 3 条第 9 項）。

改正後の政令では、外国販売業者による事業活動について、ベトナム EC 取引フロアサービスを提供する者に対して、以下の措置を実施することが求められます（政令第 52 号第 67b 条第 2 項）。

- (1) 外国販売業者の身元確認の実施
- (2) 以下のうちのいずれかの措置の実施
  - ・ 外国販売業者に対し、ベトナムに商事拠点がない外国商人に対し適用される輸出入権を関連規定に従い行使するよう要請すること
  - ・ 購入者からの委託により、外国販売業者が販売する商品の輸入活動を組織すること
  - ・ 外国販売業者に対し、ベトナムにおける商事代理人の指定を要請すること

上記は、EC 取引フロア運営者に課される義務として規定されていますが、外国販売者の立場から解釈すると、①ベトナムに商事拠点がない外国商人として、ベトナムにおける事業登録を有している、もしくは当該商品の販売権を有するベトナムの業者に対する販売を行う場合（通達第 28/2012/TT-BCT 号第 3 条第 2 項）又は②ベトナムにおける商事代理人を指定した場合には、EC プラットフォームをとおしての販売が可能ということになります。

### (2) 取引業者に課される義務

政令第 52 条では、EC 取引フロアにおける販売者に対しては、①関係者に対する正確な情報提供、②提供される商品役務に関する完全な情報の提供及び③同情報に関する正確性及び真実性の確保、④EC 統計作成のための当局機関に対する情報提供、⑤税務上の義務の履行、⑥決済・広告・プロモーション・知的財産保護等の関連諸法令の遵守等の義務が明記されています（同政令第 52 号第 37 条）。

### (3) 販売した商品に対するクレーム対応等

日本においては、2022 年 5 月に B2C 取引における消費者保護を目的とし「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」が施行されました。同法は、デジタルプラットフォーム提供者に対して、販売業者と消費者との間の円滑な連絡を可能とする措置、販売条件等の表示に関し苦情の申出を受けた場合における必要な調査等の実施の努力義務などを規定するものです。

ベトナムにおいても、政令第 52 号の改正により、取引フロア運営者に対し、外国商人により提供された商品役務に関連する消費者からのクレーム対応を外国販売業者に要請する義務（政令第 52

号第 53 条第 1 項) が課される等消費者の権利保護が手厚くされた他、消費者権利保護法でも EC サービス利用者を念頭においた法改正の動向がみられるところです。

なお、日本の事業者が EC 取引フロアをとおしてベトナムの消費者に販売した商品に瑕疵や欠陥があった場合には、ベトナム法に準拠し紛争を解決することになる可能性があるため、注意が必要です。

## 6. 終わりに

今後、EC 市場の継続的な成長が見込まれ、EC プラットフォーム等をとおして海外への商品販売を検討する企業も増えていくことが予測されます。一方で、消費者保護や個人情報保護分野への関心も高まっており、今後継続して法改正が行われていることが予測されるので、法令知識のアップデートが重要といえます。

---

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニューズレターを隔月でお届けしています。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC) と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

## ベトナムプラクティスメンバー

### ベトナム (ハノイ/ホーチミン)

弁護士 [藤川 由美子](#) (アソシエイト、第二東京弁護士会)

Email: yumiko.fujikawa@aplaw.jp

### 日本

弁護士 [鈴木 由里](#) (パートナー、第二東京弁護士会)

Email: yuri.suzuki@aplaw.jp

弁護士 [岸田 梨江](#) (パートナー、第一東京弁護士会)

Email: rie.kishida@aplaw.jp

弁護士 [上東 亘](#) (パートナー、第二東京弁護士会)

Email: wataru.kamihigashi@aplaw.jp

弁護士 [三浦 康晴](#) (オブ・カウンセル、第二東京弁護士会)

Email: yasuharu.miura@aplaw.jp

ベトナム社会主義共和国弁護士\* [ダン・ミン・チャウ](#) (アソシエイト)

Email: minhchau.dang@aplaw.jp

\* 但し、外国法事務弁護士の登録はない。

アイルランド共和国弁護士(Barrister)\* [キーラン・ローズ](#) (アソシエイト)

Email: ciaran.rose@aplaw.jp

\* 但し、外国法事務弁護士の登録はない。

当事務所ベトナムプラクティスチームについては[こちら](#)をご覧ください。

## お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 ベトナムプラクティスチーム

Email: [aandsvietnam@aplav.jp](mailto:aandsvietnam@aplav.jp)

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。